

平成30年9月

射水市議会定例会議案

目 次

- 議案第 55 号 平成 30 年度射水市一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 56 号 平成 30 年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 1 号）
- 議案第 57 号 平成 30 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
（第 1 号）
- 議案第 58 号 平成 30 年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 59 号 平成 30 年度射水市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 60 号 平成 30 年度射水市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 61 号 射水市市税条例の一部改正について
- 議案第 62 号 射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 議案第 63 号 射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 64 号 射水市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について
- 議案第 65 号 射水市火災予防条例の一部改正について
- 議案第 66 号 動産の取得について
- 議案第 67 号 平成 29 年度射水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第 68 号 平成 29 年度射水市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 報告第 11 号 専決処分の報告について
- 報告第 12 号 平成 29 年度射水市健全化判断比率の報告について
- 報告第 13 号 平成 29 年度射水市資金不足比率の報告について
- 報告第 14 号 平成 29 年度射水市継続費精算報告について（下水道事業会計）
- 認定第 1 号 平成 29 年度射水市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 平成 29 年度射水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第 3 号 平成 29 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
認定について
- 認定第 4 号 平成 29 年度射水市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
- 認定第 5 号 平成 29 年度射水市水道事業会計決算認定について
- 認定第 6 号 平成 29 年度射水市下水道事業会計決算認定について
- 認定第 7 号 平成 29 年度射水市病院事業会計決算認定について

議案第 6 1 号

射水市市税条例の一部改正について

射水市市税条例の一部を次のように改正する。

平成 3 0 年 9 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市市税条例の一部を改正する条例

射水市市税条例（平成 1 7 年射水市条例第 7 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 1 条第 2 項の表の右欄を次のように改める。

税率	
年額	6 0 , 0 0 0 円
年額	1 4 4 , 0 0 0 円
年額	1 5 6 , 0 0 0 円
年額	1 8 0 , 0 0 0 円
年額	1 9 2 , 0 0 0 円
年額	4 8 0 , 0 0 0 円
年額	4 9 2 , 0 0 0 円
年額	2 , 1 0 0 , 0 0 0 円
年額	3 , 6 0 0 , 0 0 0 円

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の射水市市税条例第31条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

議案第 6 2 号

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 3 0 年 9 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年射水市条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 中 1 0 の項を削り、1 1 の項を 1 0 の項とし、1 2 の項から 1 6 の項までを 1 項ずつ繰り上げ、1 7 の項を削り、1 8 の項を 1 6 の項とし、1 9 の

項から25の項までを2項ずつ繰り上げる。

別表2中10の項を削り、11の項を10の項とし、12の項から16の項までを1項ずつ繰り上げ、17の項を削り、18の項を16の項とし、19の項から25の項までを2項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 63 号

射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部改正について

射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

平成 30 年 9 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例

射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年射水市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 5 項中「次条第 2 号」を「次条第 1 項第 2 号」に改める。

第 6 条各号列記以外の部分中「をいう。）」を「をいう。以下同じ。）」に改め、同条第 2 号中「いう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の 2 項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 2 号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

第16条第2項に次の1号を加える。

(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市長が相当と認めるもの（家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2

項において同じ。)において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

第46条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改める。

附則第2条中「行う者」の次に「(次項において「施設等」という。)」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業(第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第23条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第24条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附則第3条中「第6条」を「第6条第1項本文」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第64号

射水市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関

する条例の一部改正について

射水市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の
一部を次のように改正する。

平成30年9月4日 提 出

射水市長 夏野元志

射水市条例第 号

射水市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関

する条例の一部を改正する条例

射水市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平
成27年射水市条例第49号）の一部を次のように改正する。

題名中「固定資産税の」の次に「課税免除又は」を加える。

第1条中「第5条第4項第4号」を「第5条第4項第5号イ」に、「第6条
第2項」を「第6条」に改め、「固定資産税の」の次に「課税免除又は」を加
える。

第2条の見出し中「不均一課税」を「課税免除又は不均一課税」に、同条第
1項中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に、「地方活力

向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「第5条第4項第4号」を「第5条第4項第5号」に、「の税率は、射水市市税条例(平成17年射水市条例第78号)第62条の規定にかかわらず、当該適用資産に対して最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後3か年度において、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める税率とする」を「は、法第17条の2第1項第1号に掲げる事業にあっては、当該適用資産に対して最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後3か年度は、課税免除とし、同項第2号に掲げる事業にあっては、射水市市税条例(平成17年射水市条例第78号)第62条の規定にかかわらず、当該適用資産に対して最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後3か年度において、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率とする」に改め、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

年度の区分	税率
初年度	100分の0.14
第2年度	100分の0.467
第3年度	100分の0.933

第2条第2項中「第10条第6項第4号」を「第10条第8項第5号」に、「第42条の4第6項第4号」を「第42条の4第8項第6号」に、「第68条の9第6項第4号」を「第68条の9第8項第5号」に改める。

第3条から第6条までの規定（見出しを含む。）中「不均一課税」を「課税免除又は不均一課税」に改める。

附則第3項中「平成36年3月31日」を「平成38年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の射水市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に新設され、又は増設される特定業務施設の用に供する減価償却資産及び土地について適用し、同日前に新設され、又は増設された特定業務施設の用に供する減価償却資産及び土地については、なお従前の例による。

議案第 65 号

射水市火災予防条例の一部改正について

射水市火災予防条例の一部を次のように改正する。

平成 30 年 9 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市火災予防条例の一部を改正する条例

射水市火災予防条例（平成 17 年射水市条例第 198 号）の一部を次のように改正する。

目次中 「 第 7 章 雑則（第 80 条—第 87 条）
第 8 章 罰則（第 88 条・第 89 条） 」 を 「 第 7 章 雑則（第
80 条—第 88 条）
第 8 章 罰則（第 89 条・第 90 条） 」 に改める。

第 4 章第 1 節の節名中「取扱い」を「取扱いの」に改める。

第 89 条を第 90 条とし、第 88 条を第 89 条とする。

第 7 章中第 87 条を第 88 条とし、第 86 条の次に次の 1 条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第 87 条 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物

の関係者にその旨を通知するものとする。

- 3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第4章第1節の節名の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 66 号

動産の取得について

消防ポンプ自動車の購入について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年射水市条例第 50 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 名 称 | 消防ポンプ自動車（CD-I 型） |
| 2 | 数 量 | 1 台 |
| 3 | 取得の方法 | 指名競争入札による契約 |
| 4 | 取得価格 | 26,568,000 円
(うち消費税等 1,968,000 円) |
| 5 | 契約の相手方 | 富山市牛島新町 4 番 10 号
株式会社モリタ富山営業所
所長 岡本 直彦 |

平成 30 年 9 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第67号

平成29年度射水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分に
ついて

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、平成29年度射水市水道事業会計未処分利益剰余金462,003,571円のうち240,000,000円を資本金に組み入れるとともに、222,000,000円を減債積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

平成30年9月4日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第68号

平成29年度射水市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分に
ついて

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、
平成29年度射水市下水道事業会計未処分利益剰余金605,403,134
円のうち288,688,264円を資本金に組み入れるとともに、316,
000,000円を減債積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

平成30年9月4日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

報告第11号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年9月4日 提出

射水市長 夏野元志

記

和解及び損害賠償額の決定

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
34	平成30年8月6日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 45,360円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 平成30年1月11日 場所 射水市三ヶ地内
35	平成30年8月6日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 175,000円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市内1法人 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 平成30年1月12日 場所 射水市赤井地内

専決処分 番号	専決処分年月日	専決処分の内容
36	平成30年8月6日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 98,420円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市内1法人 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 平成30年1月16日 場 所 射水市新開発地内
37	平成30年8月6日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 20,142円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市内1法人 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 平成30年1月16日 場 所 射水市新開発地内
38	平成30年8月6日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 70パーセント 損害賠償額 (車両破損) 市 470,562円 (人身) 市 94,323円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市内1法人及び射水市在住1名 3 事由 除雪車による車両破損及び人身事故 発生日 平成30年1月26日 場 所 射水市戸破地内
39	平成30年8月6日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 相手方 100パーセント 損害賠償額 相手方 25,866円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市外在住1名 3 事由 相手方車両と除雪車の接触事故 発生日 平成30年1月26日 場 所 射水市橋下条地内

専決処分 番号	専決処分年月日	専決処分の内容
40	平成30年8月6日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 432,000円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市内1法人 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 平成30年1月28日 場 所 射水市串田地内
41	平成30年8月6日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 98,334円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による車両破損事故 発生日 平成30年2月6日 場 所 射水市太閤山8丁目地内
42	平成30年8月6日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 1,448,831円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による車両破損事故 発生日 平成30年2月13日 場 所 射水市椎土地内
43	平成30年8月6日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 586,033円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による車両破損事故 発生日 平成30年2月14日 場 所 射水市太閤山2丁目地内

専決処分 番号	専決処分年月日	専決処分の内容
44	平成30年8月10日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 60パーセント 損害賠償額 市 16,260円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 市道陥没による車両破損事故 発生日 平成30年7月7日 場 所 射水市作道地内
45	平成30年8月10日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 26,676円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市内1法人 3 事由 市道側溝蓋破損による車両破損事故 発生日 平成30年7月14日 場 所 射水市流通センター青井谷 1丁目地内

報告第12号

平成29年度射水市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成29年度決算に基づく健全化判断比率を、別紙監査委員の意見を付けて報告する。

平成30年9月4日 提出

射水市長 夏野元志

記

健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	10.3	98.5
(12.11)	(17.11)	(25.0)	(350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載
- 2 括弧内は、本市の早期健全化基準

報告第13号

平成29年度射水市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成29年度決算に基づく資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて報告する。

平成30年9月4日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

記

資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率（％）
水道事業会計	資金不足額なし
下水道事業会計	資金不足額なし
病院事業会計	資金不足額なし

備考 上記、いずれの会計も経営健全化基準は、20.0%

(別紙)

射監第58号
平成30年8月20日

射水市長 夏野元志様

射水市監査委員 村上欽哉

射水市監査委員 折橋清弘

射水市監査委員 津田信人

平成29年度射水市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見の提出
について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類をそれぞれ審査した結果について、次のとおり意見を提出します。

平成29年度射水市健全化判断比率の審査意見

1 審査の対象

平成29年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成30年7月17日から平成30年8月17日まで

3 審査の方法

市長から提出された平成29年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められた。

健全化判断比率

(単位：%)

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	12.11
連結実質赤字比率	—	17.11
実質公債費比率	10.3	25.0
将来負担比率	98.5	350.0

(注)「—」の表示は、赤字がないことを表している。

5 審査の意見

平成29年度の健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率とも前年度に続き赤字は発生しておらず、いずれも早期健全化基準と比較すると良好な状態にあると認められる。

また、実質公債費比率は10.3%で前年度(10.7%)に比べ0.4ポイント、将来負担比率は98.5%で前年度(102.6%)に比べ4.1ポイントそれぞれ低くなっており、いずれも早期健全化基準と比較すると良好な状態にあると認められる。

今後とも、各比率の算定の基礎となる数値の推移に留意し、引き続き健全な財政運営に努められたい。

平成29年度射水市資金不足比率の審査意見

1 審査の対象

平成29年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成30年6月14日から平成30年8月17日まで

3 審査の方法

市長から審査に付された平成29年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められた。

資金不足比率

(単位：%)

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0

(注)「—」の表示は、資金不足がないことを表している。

5 審査の意見

平成29年度は、対象となる公営企業3会計のうち資金不足額が発生している会計はなく、経営健全化基準と比較すると良好な状態にあると認められる。

今後とも、資金不足比率の算定の基礎となる数値の推移に留意し、引き続き健全な財政運営に努められたい。

報告第14号

平成29年度射水市継続費精算報告について（下水道事業会計）

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により調製した平成29年度射水市継続費（下水道事業会計）の精算について、別紙のとおり報告する。

平成30年9月4日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

平成29年度射水市継続統費精算報告書 (下水道事業会計)

教 項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較					
			年割額	左の財源内訳			支払義務 発生額	国庫 補助金	企業債	出資金	当年度損益 勘定留保資金	年割額と支払義務 発生額の差	左の財源内訳			当年度損益 勘定留保資金
				円	円	円							円	円	円	
1	海老江雨水ポン プ場整備事業 (機械・電気計 装設備工事)	平成28年度	627,420,000	313,710,000	313,700,000	10,000	0	0	0	0	627,420,000	313,710,000	313,700,000	10,000	0	
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	資本的支出	平成29年度	156,876,000	78,438,000	78,400,000	38,000	0	784,296,000	392,148,000	392,100,000	48,000	△ 627,420,000	△ 313,710,000	△ 313,700,000	△ 10,000	0
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		計	784,296,000	392,148,000	392,100,000	48,000	0	784,296,000	392,148,000	392,100,000	48,000	0	0	0	0	

認定第 1 号

平成 29 年度射水市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度射水市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 9 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 2 号

平成 29 年度射水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度射水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 9 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 3 号

平成 29 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 9 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 4 号

平成 29 年度射水市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平
成 29 年度射水市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委
員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 9 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 5 号

平成 29 年度射水市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、平成 29 年度射水市水道事業会計決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 9 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 6 号

平成 29 年度射水市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、平成 29 年度射水市下水道事業会計決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 9 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 7 号

平成 29 年度射水市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、平成 29 年度射水市病院事業会計決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 9 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志